

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局

(27年度)

監査結果
(指摘事項)

改善措置

【指摘1】

(動物公園への財産管理主任設置について)

仙台市公有財産事務取扱要領第6条(公有財産管理主任の設置)においては、「仙台市公有財産規則第8条の2に定める財産管理主任を設置する課又は公所は、別表第1のとおりとする。」と以下のように規定している。

別表第1 財産管理主任を設置する課又は公所

局	部	課	備考
建設局	道路部	(省略)	
	百年の杜推進部	百年の杜推進課	
		公園課	施設管理係、建設係、 海岸公園整備室、青 葉山公園整備室
		河川課	
	下水道経営部	(省略)	
	下水道事業部	(省略)	

建設局の場合は、別表のとおりであるが、第8条の2では、「設置する課又は公所」との条文であるから、建設局においては第一種公所である動物公園には財産管理者は設置されないことになる。担当者の説明では、上記の表に該当する公有財産が所属する課又は公所においては、公有財産管理主任を各局の長が任命するが、運用上、財産を管理している係の長を以てこれに充てている。建設局公園課では施設管理係長がこの任に当たっており、財産の具体の管理については、動物公園で行っているとのことである。

現在、仙台市の機構上では、動物公園は、百年の杜推進部と同列の第一種公所である。上記別表では、動物公園の名称すら明示されておらず、第一種公所の動物公園の財産管理主任が誰かは明確(明瞭)ではない。少なくとも、百年の杜推進部の公園課であるなら、その旨明示すべきである。

本来、百年の杜推進部と動物公園が部レベルとして同列であるならば、土地や建物等の現物管理を適時・適切に行うためには、財産管理主任は動物公園の管理課が適切と考える。

平成28年4月1日より八木山動物公園管理課に財産管理主任を設置した。財産管理主任には八木山動物公園管理課施設係長を任命し、公有財産の管理を適正かつ円滑に行うこととした。